

静岡県立大学図書館情報委員会規程

平成19年4月1日 規程第92号

改正 平成24年 4月 1日

平成26年 4月 1日

令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学附属図書館規則第7条第2項の規定に基づき、静岡県立大学図書館情報委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関すること。
- (2) 附属図書館の諸規程の制定改廃に関すること。
- (3) 附属図書館の情報システムの導入計画に関すること。
- (4) 附属図書館の情報機器の導入計画に関すること。
- (5) 附属図書館の情報機器の管理運営に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、附属図書館の運営及び情報システムの整備についての学長からの諮問に関すること。
- (7) その他附属図書館の運営及び情報システムに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 短期大学部附属図書館長
- (3) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (4) 研究科及び研究院ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (5) 短期大学部の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (6) 事務局長が指名する事務局職員2人
- (7) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第3号から第7号までの委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもってこれに充てる。

2 委員会に副委員長を置き、短期大学部附属図書館長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、附属図書館及び事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。